

○さむかわふれあい塾事業に関する実施要綱

平成14年7月1日

改正 平成19年4月1日

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町立小学校(以下「小学校」という。)を使用して行うさむかわふれあい塾事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 この事業は、家庭、学校及び地域が連携し、児童の遊びの場、体験の場を通して異年齢児童間の交流を促進するとともに、創造性、自主性及び社会性を養い、もって児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第3条 町長は、前条の目的を達成するため、小学校にさむかわふれあい塾(以下「ふれあい塾」という。)を設置し、その運営を行う。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、小学校に通学する児童とする。

(実施日)

第5条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとし、実施時間は原則として授業終了時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長の決定により、実施日及び実施時間を変更することができる。

(費用負担)

第6条 事業の利用に係る費用は、無料とする。ただし、特別な行事等に係る経費については、保護者が実費負担するものとする。

(連絡会等の設置)

第7条 各ふれあい塾に、運営等に関する協議を行うため連絡会を置く。

2 各ふれあい塾間の情報交換等を行い、ふれあい塾の効率的な運営を図るため、連絡会の代表で組織する連絡協議会を置く。

(庶務)

第8条 事業の庶務は、健康子ども部子ども青少年課で行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい塾の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。